

役員等の報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人王寿會（以下「本會」という。）の役員及び評議員の報酬および実費弁償に関する事項を定める。

(定 義 等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益および退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報 酬)

第3条 本會の役員の報酬については、勤務実態に即して支給する。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

2. 前項の報酬の額は、時給5,000円とする。ただし、年間3,600,000円以内とする。
3. 評議員は無報酬とする。

(支 給 日)

第4条 役員の報酬は、翌月10日（支給日が金融機関休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(実費弁償)

第5条 役員等が、本會の職務遂行のために旅行したときは、その費用を弁償する。ただし、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の出席時の旅費は、別に定める旅費規程に基づいて支給する。

(公 表)

第6条 本會は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決によって行う。

附 則

この規程は、平成29年 6月17日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。